

発 行

東京都

告

示

(教

○東京デジタルファースト条例施行規則第十五条の

○東京都情報公開条例の規定により知事が定める法 $\stackrel{\smile}{:}$

○東京都個人情報の保護に関する条例の規定により 知事が定める法人…………………(同)…

○東京都資源管理方針の公表……… ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

………(産業労働局農林水産部水産課)

○漁船損害等補償法による付保義務の消滅………(同)…|○

………………………………(中央卸売市場事業部業務課

目

次

○東京都公文書等の管理に関する条例の規定により 知事が定める法人………(総務局総務部文書課)

------(総務局総務部グループ経営戦略課)…

------(デジタルサービス局戦略部戦略課

人……………(生活文化局広報広聴部情報公開課

 \equiv

○令和三管理年度におけるくろまぐろに係る知事管 理漁獲可能量の公表……………………(同)… | (同) … | (同) … | (回) …

○地方卸売市場の業務の廃止の届出………………

○東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定す

1

規

程(下水)

公

------(福祉保健局健康安全部健康安全課)---|

示

告

●東京都告示第四百三十七号

都条例第三十九号)第十六条第一項の規定により知事が定 成十一年東京都規則第二百三十七号)第六十四条の二の規 定により、次のとおり告示する。 める法人について変更したので、東京都文書管理規則(平 東京都公文書等の管理に関する条例 (平成二十九年東京

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百 合 子

指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・ 福祉センター

指定解除日

令和三年四月一日

●東京都告示第四百三十八号

二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次 のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十

る施設及び修繕等………(港湾局港湾経営部経営課)…|0 項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事

小

池

百合子

契約の相手方 住所 東京都三鷹市上連雀一丁目二十五番二十一

五〇五号

(--)

氏名 青山 伸

 \equiv 契約の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

 \equiv 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

匹 監査に要する費用の支払方法

があると認めるときは一部前金払とする。 監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、 必要

●東京都告示第四百三十九号

とおり告示する。 年東京都規則第百四十六号)第十五条の規定により、 めたので、東京デジタルファースト条例施行規則 百四十七号)第十四条第一項の規定により出資等法人を定 東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第 (令和二 次の

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百

合子

指定した法人

公益財団法人東京都人権啓発センター

公益財団法人東京都島しょ振興公社

公益財団法人東京税務協会

公益財団法人東京都歴史文化財団

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 公益財団法人東京都交響楽団 般財団法人東京都つながり創生財団

公益財団法人東京都都市づくり公社 般財団法人東京マラソン財団

東京都住宅供給公社

公益財団法人東京都環境公社 公益財団法人東京都福祉保健財団

公益財団法人東京都医学総合研究所

公益財団法人東京都保健医療公社 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

公益財団法人東京しごと財団 公益財団法人東京都中小企業振興公社

公益財団法人東京観光財団

公益財団法人東京都農林水産振興財団

公益財団法人東京都公園協会 公益財団法人東京動物園協会

公益財団法人東京都道路整備保全公社

般財団法人東京学校支援機構

公益財団法人東京防災救急協会

株式会社東京スタジアム

多摩都市モノレール株式会社

東京臨海高速鉄道株式会社

株式会社多摩ニュータウン開発センター

株式会社東京国際フォーラム

株式会社東京臨海ホールディングス

東京水道株式会社

東京交通サービス株式会社

東京都下水道サービス株式会社

指定日

令和三年四月一日

●東京都告示第四百四十号

三十七条第一項の規定により知事が定める法人について変 次のとおり告示する。 十一年東京都規則第二百三十号)第十三条の規定により 更したので、知事が行う情報公開事務に関する規則(平成 東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号) 第 \equiv

令和三年四月一日

東京都知事 小

池

百

合

子

指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・福祉センター

●東京都告示第四百四十一号

の規定により、次のとおり告示する について変更したので、知事が保有する個人情報の保護等 例第百十三号)第二十八条の規定により知事が定める法人 に関する規則 東京都個人情報の保護に関する条例 (平成三年東京都規則第1 (平成二年東京都条 一十二号)第十五条

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百 合 子

 \equiv

指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・福祉センター

●東京都告示第四百四十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一

> 同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、 次のように告示する

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百 合子

施行者の名称 世田谷区

種類及び名称都市計画事業の 沢六丁目緑地東京都市計画緑地事業第九十三号深

事業施行期間 三十一日まで 日から令和五年三月

収用の部分

四

事業地

世田谷区深沢六丁目地内

なし

使用の部分

●東京都告示第四百四十三号

項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、 同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第

東京都知事 小 池 令和三年四月一日

百 合 子

施行者の名称 世田谷区

都市計画事業の 種類及び名称 二丁目緑地 東京都市計画緑地事業第百号南烏山

事業施行期間 三十一日まで 令和三年四月 日 から令和四年三月

収用の部分

四

事業地

世田谷区南烏山 一丁目地内

使用の部分

3 令和3年4月1日(木曜日) 東 京 都 公 報 (第17307号) 四 四 \equiv 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、 同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、 ●東京都告示第四百四十五号 同法第六十二条第一項の規定により、 ●東京都告示第四百四十四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第 事業地 事業地 施行者の名称 事業施行期間 事業施行期間 種類及び名称 都市計画事業の 施行者の名称 種類及び名称 都市計画事業の 令和三年四月一日 令和三年四月一日 東京都知事 東京都知事 二・六十二号大杉三丁目公園東京都市計画公園事業江戸川第二・ 収用の部分 二・七十五号北烏山えのき公園 世田谷区 収用の部分 三十一日まで 令和三年四月一日から令和四年三月 江戸川区 三十一日まで 令和三年四月一日から令和四年三月 東京都市計画公園事業世田谷第二・ 使用の部分 なし 世田谷区北烏山九丁目地内 小 小 次のように告示する 次のように告示する。 池 池 百 百 合子 合子 三 ●東京都告示第四百四十六号 同法第六十二条第一項の規定により、 四 項の規定に基づき小金井都市計画公園事業を認可したので 同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき八王子都市計画公園事業を認可したので ●東京都告示第四百四十七号 都市計画法 都市計画法 事業地 事業施行期間 都市計画事業の 都市計画事業の 施行者の名称 令和三年四月一日 種類及び名称 施行者の名称 令和三年四月一日 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一 三十一日まで 東京都知事 東京都知事 小金井市 四号八王子中央公園 収用の部分 八王子市 小金井都市計画公園事業第二・二・ 使用の部分 使用の部分 地内 八王子市子安町三丁目及び緑町各 なし 江戸川区大杉三丁目地内 八王子市子安町三丁目地内 小 小 一日から令和八年三月 次のように告示する 次のように告示する。 池 池 百 百 合子 合 子 四 めたので、同条第六項の規定により公表する。 四 \equiv ●東京都告示第四百四十八号 漁業法 項の規定に基づき、東京都資源管理方針を次のように定 事業地 事業施行期間 令和三年四月一日 種類及び名称 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第 東京都知事 三十一日まで 使用の部分 収用の部分 二十三号三楽公園 なし 小金井市貫井南町三丁目地内 小 日から令和五年三月 池 百

1合子

東京都資源管理方針

資源管理に関する基本的な事項

東京都の水産業は、平成30年の生産量で約3,293トン、生産額は約40 漁業就業者数は896人である。

が行われ、江戸前の魚を消費者に提供している。 環境が改善され、水産資源も回復しつつあり、現在も自由漁業による生産 東京内湾は、港湾・都市施設の整備による埋立てや大型船の航行等によ 漁場が狭められ、漁業を取り巻く諸条件は厳しいものの、近年は水質

岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成している。 厳しいものの、沿岸漁業は各島の基幹産業として、地域活性化の重要な鍵 となり、また、特に伊豆諸島海域は、地元の漁業者のみならず他県の沿 方、島しょ地域は、離島という地域的な特徴や季節風等の自然条件が

管理し、合理的に利用していくことが必要である。 業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、水産資源を適切に かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割を担うためにも、従来の操 このため、今後とも東京都における水産業の均衡ある発展を図り、安全

東京都の責務

を行うものとする。 大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請 ともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、 つつ、東京都の管轄する水面の資源調査、 東京都は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、 資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力し 資源評価及び資源管理を行うと

特定水産資源ごとの知事管理区分

艇

ものとする。 設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定める 知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、 知事が

- 女女
- 対象とする漁業
- $\widehat{\omega}$ 漁獲可能期間

発出 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定水産資源ごとに定めることとする 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、 該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、 漁獲可能量

辿 嵇

留保枠の設定

定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。 年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、 称

数量の融通

ω

の知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。 による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏ま えて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれ える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体 ぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与 年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、

絕4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。 うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を

漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

る管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。 制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量によ 果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の 特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示 1982 号)に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効

いる者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良 の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、 並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定 当該協定に参加して

特定水産資源以外の水産資源

当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁 えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うもの 獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考 特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、

評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利 用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとす 法第 11 条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源

条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該 取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を 協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び 当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124

漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、 認定し 5

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都 道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

鄉6 その他資源管理に関する重要事項

漁獲量等の情報の収集

- 資源管理を行うためにも重要である。 重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な る影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与え
- 項)においても報告が義務付けられている。 52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告 けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第 漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による (法第90条第1

源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。 大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、 れらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、 農林水産 適切な資

集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約 より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつ らの情報の活用が図られるようにする。 つ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収 し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて

 \wp

力を得た上で、着実に実行していくものとする。 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協 資源管理の進め方

種苗放流等の取組

ယ

源を対象に、資源管理の一環として実施することとする。 経済効果等漁業に対する影響が大きな水産資源や資源量の減少した水産資 種苗生産・放流・育成管理(以下「種苗放流等」という。)の取組は、

ととし、その効果を検証することとする。 種苗放流等の実施に当たっては、適切な資源管理措置と併せて実施する

方針等に反映させることとする。 検証結果については、関係者等と共有するとともに、種苗放流等に係る

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び東京都資源管理方針に基づく資源 遊漁者に対する指導

管理の実施について協力するよう指導するものとする。 この資源管理方針に記載していない漁業上重要な水産資源の資源管理措

種の拡大や新たな資源管理措置の導入を検討し、適切な管理措置を行うも

従前どおり取組を継続するとともに、必要に応じて対象魚

のとする。

科学的な知見を用いるとともに、漁獲情報を的確に把握し、取組内容の充 布及び回遊状況、当該資源を取り巻く環境等について、利用可能な最新の 実強化を図る。 また、水産資源の保存及び管理をより一層推進するため、水産資源の分

東京都資源管理方針の検討

淝

いる個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものと 管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されて 法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源

∞ 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

めるものとする。 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1くろまぐろ (小型魚)」及び「別紙1-2くろまぐろ (大型魚)」に、それぞれ定

(別紙1-1 くろまぐろ (小型魚))

特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分を構成する事項

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以

対象とする漁業

以下回じ。)を深へ。) 項第 22 号に規定する小笠原村地先海面における小型定置漁業並びに小 及び東京都漁業調整規則(昭和 40 年東京都規則第 160 号)第5条第1 笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型定置漁業をいう。 探捕する漁業(定置漁業(法第 60 条第3項第1号に規定する定置漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が

漁獲可能期間

漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

漁獲量等の報告の期限

<u>ω</u>

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで 知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。)

ったと認めるときは、この限りでない。) 管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくな 理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る

東京都くろまぐろ(小型魚)定置漁業 陸揚げした日から3日以内

知事管理区分を構成する事項

英水

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

よる定置漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者に

漁獲可能期間

漁獲量の管理の手法

(Z)

漁獲量の総量による管理とする

A 漁獲量等の報告の期限

3

- 知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ったと認めるときは、この限りではない。) 管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくな 理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

陸揚げした日から3日以内

都漁獲可能量」という。)のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区 分における操業及びくろまぐろ(小型魚)の採捕の実態等を勘案して按分 し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。 (小型魚) に係る都道府県別漁獲可能量(以下この別紙において、「東京 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐろ

員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする 況及びくろまぐろ (小型魚)の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委 また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状

その他資源管理に関する重要事項

漁獲可能量の管理に係る措置

うため、必要な措置を講ずるものとする。 東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行

やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 緊急報告の基準等 各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、

り 100 キログラム 東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業にあっては、1隻1日

一当だ

澎

り 100 キログラム 東京都くろまぐろ(小型魚)定置漁業にあっては、1か続1日 当代

東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

- に対して速やかに連絡を行う。 くろまぐろ(小型魚)を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合
- まとめた結果を東京都へ報告する。 アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取り
- 当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。 イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、

水産庁への緊急報告

速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。 東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は 2

法第32条第2項2号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のと

おりとする。

1 早期是正措置

とおりとする。 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、

以下の

١.							
			東京都くろま ぐろ (小型 魚) 定置漁業			東京都へろま へる (小型)漁船等漁	知事管理区分
	9割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	8割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	7割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	9割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	8割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	7割を超え、又はその おそれがあると認める とき。	知事管理区分における くろまぐろ(小型魚) の採捕の総量が当該知 事管理漁獲可能量に占 める割合
	生存個体全でを放流し、 網起こしを1日当たり1 回に抑制すべき旨の勧告	生存個体の放流に努め、 網起こしを1月当たり1 回に抑制する旨の指導	生存個体は放流するよう 努める旨の助言	くろまぐろ (小型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告	くろまぐろ (小型魚)をとることを目的とした操 とることを目的とした操 業を自粛し、生存個体の 放流に努める旨の指導	くろまぐろ (小型魚) をとることを目的とした操 とることを目的とした操 業を1日当たり6時間に 短縮する旨の助言	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容

9割を超え、又はそのおそれが あると認めるとき。	まぐろ(小型魚)の漁獲量の総 量が東京都漁獲可能量に占める 割合
東京都漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ(小型魚)の採捕の抑制を勧告する。	行う助言、指導又は勧告の内容

りでない。 漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限 まぐろ(小型魚)の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都 る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろ 探捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ (小型魚) に係 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協 (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ (小型魚) の特性及びその

同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

漁獲量の公表

量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 るか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当す

採捕の停止命令について

ときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超える 漁獲量又はくろまぐろ(小型魚)に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総 法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の

ての知事管理区分におけるくろ ろまぐろ (小型魚) に係る全

東京都がくろまぐろ (小型魚) に 係る全ての知事管理区分において

(別紙1-0 くろまぐろ (大型魚)

特定水産資源 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

東京都くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業

知事管理区分を構成する事項

水域

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

採捕する漁業 (定置漁業を除く。) 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が

漁獲可能期間

漁獲量の管理の手法

2

漁獲量等の報告の期限 漁獲量の総量による管理とする。 知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。)

<u>(3</u>)

管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくな 理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

陸揚げした日から3日以内 たと認めるときは、この限りでない。)

東京都くろまぐろ(大型魚)定置漁業 知事管理区分を構成する事項

水域

中西部太平洋条約海域

対象とする漁業

よる定置漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者に

タ 漁獲可能期間

西年

漁獲量の管理の手法

2

漁獲量の総量による管理とする。

漁獲量等の報告の期限

 $\widehat{\mathfrak{S}}$

知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくな 理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る

ったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

徭8

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

分における操業及びくろまぐろ(大型魚)の採捕の実態等を勘案して按分 都漁獲可能量」という。)のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区 (大型魚) に係る都道府県別漁獲可能量 (以下この別紙において、「東京 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐろ おおむね1割を東京都の留保枠とする。

況及びくろまぐろ(大型魚)の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委 、会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする また、当該留保枠については、 それぞれの知事管理区分における漁獲状

その他資源管理に関する重要事項

漁獲可能量の管理に係る措置

うため、必要な措置を講ずるものとする。 東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行

緊急報告の基準等

やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、 闽

合1日当たり500キログラム 東京都くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業にあっては、1漁業協同

り 100 キログラム 東京都くろまぐろ(大型魚)定置漁業にあっては、1か統1日

が利

2 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

に対して速やかに連絡を行う。 くろまぐろ(大型魚)を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合

アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取り

イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、 とめた結果を東京都へ報告する。

当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

3 水産庁への緊急報告

速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。 東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は

早期是正措置

とおりとする 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下の

知事管理区分

くろまぐろ 知事管理区分における (大型魚)

分において行う助言、 東京都が当該知事管理 区指

東ぐ魚

京都へろまで 人人 生きる (大型)

がら居れ、又はその おそれがあると認める とき。

生存個体は放流するよう 努める旨の助言

っ m を超え、又はその おそれがあると認める とき。

網起こしを1日当たり1 生存個体の放流に努め、

回に抑制する旨の指導

定置漁業

 $\widehat{\Omega}$

法第32条第2項2号の規定に基づく助言、

指導又は勧告は、以下のと

おそれがあると認める

網起こしを1月当たり1 生存個体全てを放流し、

回に抑制すべき旨の勧告

9割を超え、

又はその

おりとする。

9

9割を超え、又はそのおそれが	くろまぐろ(大型魚)に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合
東京都漁獲可能量を超えるおそれ	東京都がくろまぐろ(大型魚)に 係る全ての知事管理区分において 行う助言、指導又は勧告の内容

同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 りでない。 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協

る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろ

採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ(大型魚)に係

へろまぐろ

(大型魚) の特性及びその

あることから、くろまぐろ(大型 く採捕の停止を命令する可能性が が大きい場合に該当し、今後、法 第33条第2項第2号の規定に基づ

魚)の採捕抑制を勧告する。

(1)及び(2)の規定にかかわらず、

漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限 まぐろ(大型魚)の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都 あると認めるとき

おそれがあると認める

割を超え、

又はその

くろまぐろ (大型魚) を とることを目的とした操

量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 だはらは こみへい こいど るか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当す

きを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 ₹理区分の を超える 獲量の総

魚量と

漁獲量の公表	

[ĎĬ,	獲量	法第	來基
当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分	(獲量又はくろまぐろ(大型魚)に係る全ての知事管理区分の漁)	;33条第2項各号に該当するか否かについては、	採捕の停止命令について
知事管	4 7 8	第2	止命令
理漁	ふくろ	項各5	いい
獲可	K	場に帰	いて
能量ご	型魚)	を開	
又は東	に依	8 DV	
京報	る金金	至かに	
漁獲	6	105	
可能量	知事作	なけ	
3の量	1年		
)曹5	5分の	当該知事管	
X	漁	御	

混獲した場合には操業海 域を移動するなどの措置 をとるべき旨の勧告

業の自粛、生存個体全での放流及びくろまぐろを

同右

●東京都告示第四百四十九号

知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、 から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における ろ 項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐ 漁業法 (大型魚) (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十六条第 に関する令和三管理年度(令和三年四月一日 同条第四項

令和3年4月1日(木曜日)

令和三年四月一日

の規定により公表する。

東京都知事 小 池 百 合子

知事管理区分 知事管理漁獲可能量

の名称

特定水産資源

くろまぐろ

(小型魚)漁船等漁東京都くろまぐろ

(小型魚)

東京都くろまぐろ 〇・五トン

(小型魚) 定置漁業

くろまぐろ (大型魚) (大型魚) 漁船等漁東京都くろまぐろ 一二・五トン

三

同右

東京都くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 〇・五トン

四

●東京都告示第四百五十号

すべき義務は、 る平成二十九年東京都告示第五百二十七号による保険に付 十三条の二第一項第一号の規定により、 漁船損害等補償法 令和三年三月三十一日をもって消滅した。 (昭和二十七年法律第二十八号) 次の加入区におけ 第百

令和三年四月

東京都知事 小 池 百 合 子

元町加入区

神津島加入区

●東京都告示第四百五十一号

条において準用する法第八条第一項の規定により法第十三 和四十六年法律第三十五号。 示する。 いて準用する法第八条第三項の規定により、 条第一項の認定がその効力を失ったので、法第十四条にお 地方卸売市場の業務の全部が廃止され、卸売市場法 以下「法」という。)第十四 次のとおり告 昭

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百 合 子

地方卸売市場の名称 売市場 東京都八王子魚市場地方卸

取扱品目地方卸売市場の位置及び 東京都八王子市北野町五百 八十八番地

水産物

開設者の名称及び住所 東京都江東区豊洲六丁目六 築地魚市場株式会社

二号

効日 廃止年月日及び認定の失 令和三年三月三十一日

●東京都告示第四百五十二号

号 壁及び桟橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給 定する修繕等は、 水施設、同項第三号に規定する知事が指定する客船ターミ ナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指 東京都港湾管理条例 第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸 次のとおりとする。 (平成十六年東京都条例第九十三

理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等) 廃止する。 なお、 令和元年東京都告示第二百十二号 (東京都港湾管

は

令和三年四月一日

東京都知事

小

池

百

合子

青海ふ頭桟橋、中央防波堤外側ふ頭桟橋(Y1) 知事が指定する岸壁及び桟橋 品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿桟橋、 青海ふ頭岸壁)、有明

際クルーズふ頭桟橋及び竹芝小型船発着所浮桟橋 小型船発着所浮桟橋、青海小型船発着所浮桟橋、 東京国

知事が指定する船舶給水施設

 \equiv

島しょ港湾に設置する船舶給水施設

 \equiv 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、

有明客船

ターミナル、 ーミナル以外の客船ターミナル施設 青海客船ターミナル及び東京国際クルーズ

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

告 示

教

●東京都教育委員会告示第二十号

示する。 十八年政令第三百四十号)第三十三条の三の規定により告 けで次のとおり指定したので、学校教育法施行令 の規定による技能教育のための施設を令和三年四月一日付 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五十五条 (昭和二

令和三年四月 日日

東 京 都 教 育 委 員 会

連携措置に係る科目 る高等学校の科目 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応す 東京都立川市曙町一丁目三十二番一号 学校法人啓倫学園 技能教育のための施設の名称及び所在地 国際製菓専門学校 連携措置に係る科目に対応

公衆衛生学 公衆衛生 する高等学校の科目

衛生法規

食品

栄養

食品学 栄養学

食品衛生学

食品衛生

食文化

フードデザイン

調理理論 食文化概論 製菓実習 食品衛生実習

フードコーディネート

調理実習

調理

総合調理実習

程 (下水)

規

●東京都下水道局管理規程第二十三号

を改正する規程を次のように定める。 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部

令和三年四月一日

東京都下水道局長 神 Щ

守

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する

規程の一部を改正する規程

11

三十七年東京都下水道局管理規程第十七号)の一部を次の 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程 (昭和

ように改正する。

一号とし、同条に次の一項を加える。 第五条第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号を第

異動した職員があつたとき」を加える。 2 定める通勤手当に係る届出の様式によることができる。 第六条第一項中「とき」の下に「又は所属長を異にして た職員における前項の規定による届出は、各任命権者が 前項の規定にかかわらず、任命権者を異にして異動し

この規程は、 公布の日から施行する。

公 告

令和! 二年度調理師試験の実施について

第一項の規定により、 調理師法 (昭和三十三年法律第百四十七号) 令和三年度東京都調理師試験を次の

とおり実施する。

せる。 の規定により、 なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項 公益社団法人調理技術技能センターに行わ

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百 合 子

試験実施の期日及び時間

令和三年十月三十日 (土曜日

午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス (目黒区駒場三丁目八番)

号

 \equiv 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

学歴

ア 次のア又はイのいずれかに該当する者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五

十七条に規定する者

イ 年の課程を終わった者又は調理師法施行規則 よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校合 よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ 三十三年厚生省令第四十六号)附則第三項の規定に (昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)に (昭和

 (\Box) 職歴

る者

第三条の二

(原則週四日以上かつ一日六時間以上) 調理業務に従 調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上

事した者

几 受験申込手続

(-一般郵送受付

令和三年五月十日 (月曜日) から同年六月四日

曜日)まで(当日消印有効 中央区日本橋堀留町二丁目八番五号

JACCビル

五階 公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

宛

団体窓口受付(五名以上 要電話連絡

令和三年五月十日 (月曜日) から同年六月四日 **金**

•	(第17307号)				東	京	者	ß :	公	報				令	和3	年4月]1日	(木	:曜日	1)	12
				八				(-)						()	七		六		五		
	ホームページ http://www.chouri-ggc.or.jp/	0111 (11:	公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当	問合せ先	舎一階北側)において配布する。	東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁	六時三十分まで)	〕 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後	及び青ケ島村の各村役場において配布する。	所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵	健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健	調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局	公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人	□ 平日(午前九時から午後五時まで)	受験申請用紙の配布場所	六千四百円	試験手数料	令和三年十二月十七日 (金曜日)	合格発表	公益社団法人調理技術技能センター	曜日)までの平日の午前九時から午後五時まで
 発 行			当			本庁		っ午後		御蔵島村	保健	水健 局	出法人								
発 電話 〇三(五三二一)一一一一(代) 郵163 定 (郵送料を含む。) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番801 価 本号 三〇円行 東 第 第 本号 三〇円						庁		後		<u>村</u>	健	局	人								
印刷所																					
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 郵113-10 (代) 郵113-10 (代) 郵113-10 (代) 郵113-10 (代) 郵113-10 (代) 町 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切																					
FSC 5777 FSC* C006270																					